

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【教育委員会】 施政方針

スポーツの推進について【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。施政方針のほうの20ページ、(2)の中段、スポーツの推進につきましては総合体育館330°アリーナや運動公園の有効活用を図り、合宿誘致や各種大会の開催を通じた交流人口の拡大を図るというところについて、質問させていただきます。これまでもラグビー部であったりとか野球だったりというふうにスポーツの振興されていたと思いますが、さらに交流人口を図るために推進していくということで、こういったスポーツを想定していて、こういった手法で誘致活動を行うのか教えてください。

○社会教育課長 社会教育課長の七條でございます。スポーツ合宿誘致推進事業につきましては、本町と連携協定を締結しております日本体育大学のラグビー部合宿を柱としておりまして、他の競技につきましても大学から希望があれば、受け入れ可能なものについては対応していきたいと考えております。また、それ以外の合宿受け入れにつきましては、特にこれといった種目には限定はしておりませんが、現在の施設環境で希望があれば、受け入れにつきましては最大限対応していきたいと考えております。近年ではですね、数年前に実業団の女子駅伝が合宿を当町で行っていただいた他、ここ2年間、東海大付属札幌高等学校のサッカー部が合宿を行っているという実績もございますので、競技について限定はしておりませんが、そういう申し出があって、うちの施設で受け入れ可能なものについては積極的に受け入れていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。スポーツ、とりあえず制限することなく受け入れ可能なところは受け入れていくということですが、例えばこの大会に関してで言いましたら、以前町長がおっしゃったように、近隣町に宿泊しながら大会の日に参加するということが可能になってくると思うんですけども、合宿ってなるとやはり近隣に宿泊ができて、みんなで御飯が食べれてっていう環境が必要になってくるかなと思います。中標津の最近泊まる場所は増えてきていますけれども、例えば飲食業連合会だったり旅館組合だったりとかっていう、そういったところと連携をとる体制っていうのはできているのでしょうか。

○社会教育課長 社会教育課長の七條でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。今の段階で旅館組合さんとか飲食業連合会さんとかと連携がとれているかといいますと、そこまでの体制は整っておりませんが、昨年、一部サッカーの関係で、そのチームの関係者が来町されまして、うちの町を視察に訪れていただいたんですけども、その際にホテルとか動線ですね、競技場までの動線とか、そういったものも確認いただいた中で、宿泊につきましても旅館組合さんにそのときお話ししたときにはですね、前もって早い段階で言っていただければ対応もいただけるというお話しもいただいておりますので、その辺具体的なものはまだ定まっておりますが、今後その辺、体制を整えていきたいと思っております。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。今合宿については、今後相談されるということで、次大会についてなんですけれども、大会先として選ばれるときには、私なんかは、お弁当の手配とかをしてくれるところだったりとか、遠くから来るのでごみを下げてくれるところっていうのを優先的に探したりとかっていうのもあったりすると思うんですが、そういったところをスポーツ振興財団と連携とりながら、こういったことできる、できない、そうすると選ばれる場所になってくるのかなと思うんですが、そういったことを検討することは考えられますか。

○社会教育課長 はい。社会教育課長の七條でございます。ただいまのお話しでございますけれども、そういった体制ができればより良いのかなと私も思いますので、その辺今後ですね、財団さんとも協議をさせていただきたいと思います。以上です。

【教育委員会】 教育行政方針

適切な居場所づくりについて【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。教育行政方針の3ページ、適切な居場所づくりを進めるとともに、未然防止、早期発見及び重篤化の防止など、そして組織的な対応につなげていきますという記載内容に沿って質問をさせていただきます。適切な居場所づくりを推進するにあたり、どのような環境設定や支援体制が子どもたちにとって最も効果的だと考えておられるでしょうか。また、その実現に向けて具体的にどのような工夫や取り組みを進めていくお考えかお聞かせください。

○学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。まず、ここで表現しました適切な場所というところでございますけれども、単に物理的な場所を提供することにとどまらず、子どもたち一人ひとりが安心して過ごせる心理的な環境も含めたものと考えているところでございます。具体的にはまず第1に学校内における多様な居場所づくりがあると考えております。学校は子どもたちにとって最も身近な生活の場でありますので、まず全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、多様性を尊重する学級経営や教育活動を大切にして取り組んでいるところでございます。実際に個々の状況に応じて学校生活に不安や困難を抱える児童生徒に対し、保健室や空き教室等を活用した別室登校や放課後登校、オンライン学習といった教室以外での学習支援や相談の機会を設けているところでございます。また、心のケアを図る居場所として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制も整えているところでございます。学校以外の専門的な支援の場としては、教育相談センターがでございます。学校での教育活動だけでは対応が難しい児童生徒の受皿として、教育相談センターに適応指導教室を設けているところでございます。この教育相談センターでは個々の状況に応じた学習支援や体験活動等を通して、安心して他者と関われる場を提供することで、子どもたちの自信を取り戻し、社会参加への意欲を育むことを目指しているところでございます。また、あわせて保護者への相談支援も実施し、家庭との連携も図っているところでございます。さらには関係機関との連携による総合的な支援体制といったことも考えられます。子どもたちが抱える課題や不安は多岐にわたることが多く、1つの機関だけで解決できるものではございませんので、学校や教育相談センターに加え、子育て支援課、児童相談所、福祉機関など多様な機関との緊密な連携

により、情報共有や合同ケース会議等を通じて、より重層的な支援体制を整えているところでございます。これらの取り組みを通じまして、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、子どもたちが抱える不安や悩み事を早期にキャッチし、いじめや不登校の未然防止、早期発見、重篤化の防止へとつながる組織的な対応を意識し、支援体制の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい。適切な居場所というところでは、心理的に学校に多様な居場所ということで、保健室等の登校とかがあるということで理解いたしました。今、御答弁のほうにも教育相談センターのことに触れておりましたが、教育相談センターは学習支援、相談支援の拠点として位置づけられていますが、不登校児童生徒の安心安全な居場所としても、そういう機能はしているかなど。その機能を充実させて施設のネット環境の整備であるとか、あと個々の個人のニーズに応じた支援の拡充の必要性が求められていると考えます。この教育相談センターのそういった環境の整備について、お考えを伺います。

○学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。教育相談センターの環境整備という点でございますけれども、今年度、令和7年度につきましてはインターネット環境を整えてございますので、そういった面では活動の幅が広がったのかなというように感じているところでございます。また施設面についてもですね、できる範囲にはなってきましたけれども、極力、子どもたちが安心して通えるような環境になるように、環境整備には努めているところでございます。以上です。

部活動の地域展開について【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。教育行政方針の6ページ目、部活動の地域展開について質問いたします。部活動地域移行が現在進められている段階であります。その先駆的な部活として合唱部が先達ってもこの議場において素晴らしい合唱聞かせてくれましたが、この合唱部、今顧問にあたっているのが学校の教員であります。この教員の方が退職されたときには、お話しした際には、私ももうそんなに長くできないんですというお話をされてきました。これは地域移行をした部活の指導者づくりという部分に関しては、町の考えとして、あくまでもその団体に任せるのか、それともやはりこの指導者の力量によって部活のできという実力は大変変わってきますので、そういった部分は町としても教育委員会も関わって後継者づくり等、情報共有等をしながら進めていく考えであるのか、そこについて伺います。

○管理課長 管理課長の桐島です。ただいまの御質問にお答えいたします。部活動の指導にあたる教員は、生徒への教育的配慮や競技の専門性等を持ち、安全性や公平性の観点を持って指導しており、地域移行にあたっては、そのような指導者の専門性や資質の向上など、指導の質を保障する必要がある一方、指導者の確保が課題となります。とりわけ地方においては、都市部と比べると十分な指導者を確保することが難しいことから、地域の多様な人材の発掘、活用が重要であり、関係団体と連携を図りながら、幅広く地域人材を活用した指導体制を目指すところです。また、指導を希望する教職員には兼職兼業を認め、地域クラブ活動の指導に従事できるようにし、北海道が運用するサポーターバンク等を活用しながら、指導者確保

の取り組みを進めていきたいと考えております。以上になります。

○江口副委員長 はい。団体と連携を図りながらという部分で、その関わりについて理解をいたしました。今の答弁の中で兼職兼業を認めるということでしたが、これについては、もう現在も既に認められているのか、これからであれば、いつからであるかについて伺います。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。現在もその制度はございますが、現在のところ今のところは部活動として、合唱については地域での少年団活動と同様の活動の扱いとなっておりますので、そのような形にはなっておりません。以上になります。

○江口副委員長 はい。まずこの指導者づくりについての質問は終わります。もう1点なんですけれども、合唱に限らず、今後地域移行を進めていく中で、チームスポーツなどはやはり人数が足りないといくつかの学校が合同で取り組むようなケースがますます出てくるのではないかというふうに推測をいたします。例えば町内で言えば、どうしても大きな学校が練習、または市街地で練習ということになった際、計根別から通ってくる子どもたちが、合唱の子たちに聞いてもですね、親が酪農なので帰りは何とか迎えは間に合うんだけれども、送りが難しいんだというような声から、例えば子どもたちの学園のスクールバスを利用するだとか、あとは公共交通にちょっとお安く利用できる券を発行してあげるとか、例えばそういった配慮も今後必要になってくるのではないかと思うんですが、そこら辺についての考え方は何かございますでしょうか。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。地域クラブ活動への参加機会は公平性が確保されるべきものと考えておりますが、練習場所については、学校運営に支障がない限り学校施設を利用することが望ましいと考えております。また、地域クラブ活動の実施主体がそれぞれ任意の団体となることから、各地域クラブ活動との時間や場所の調整が難しく、行政が一律に移動手段を確保することは困難であるため、現段階では保護者による送迎が基本となることを考えております。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○江口副委員長 はい。行政が一律に移動手段について決めることは難しいということで理解をいたしました。現状ですね、こういったケースがどの程度発生しているか、何人ぐらいこういう状況にある、移動しなければ練習に参加できないという交通機関を利用しなければですね、というような調査というのはされたことはありますでしょうか。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。詳しい調査はいたしておりませんが、計根別学園で4名の合唱の生徒がいると聞いております。計根別学園からは移行に向けて、そういうことも検討をしてほしいという意見をいただいております。ただいま準備委員会を設けて学校と調整中、協議中でありますので、また近いうち報告できる時が来ると思いますので、よろしく願いいたします。

学校給食の充実について【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘です。教育行政方針の9ページ、学校給食の充実について御質問させていただきます。この中には給食センターについての方針が示されておりません。

冷房対策については、調理室への冷房対策についてはエアコンの設備の設置は建物改修が必要となるためスポットエアコンでの対応、さらには休憩室での対策がとれているということは理解いたしますが、その他に老朽化する設備、冷凍庫や冷蔵庫などの不具合が生じていると聞いておりますので、それらの設備更新の考え方について、お考えをお示し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○**学校給食センター長** 学校給食センター長の加藤でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。まず学校給食センターにつきましては、昭和59年1月から供用を開始し42年経過した施設となっております。センターの冷房対策につきましては、調理室内の気化式冷風機4台設置し、また扇風機5台により対応しているところでございます。近年の暑さ対策についてでございますが、調理前の朝の時点で調理場室温が30度を超えているという場合があることから、事務職員が出勤した後に、排風機を稼働させ室温を下げる対応をはじめ、調理員の白衣を薄手のタイプに変更し首に冷却リングをつけるなど、休憩室に簡易クーラーを設置し涼み処を確保するといった対応はしているところでございます。エアコン等の冷房設備については、調理作業中には室温が大幅に下がることが期待できないことや、現センターの施設更新を検討する時期にきていることから、大規模な改修を伴う対応は見送っておりますが、調査研究を進めるとともに今後の状況により判断していきたいと考えております。続きまして、冷凍庫と冷蔵庫についてですが、現在の設備については平成7年度に更新した設備となっております。近年、軽微な故障が発生してるところですが、町内の業者で対応可能な内容であるため大きな影響は発生しておりません。他に開設当初から使用している他の機器においても、同様に軽微な故障が発生しておりますが、随時対応している状況となっております。施設設備ですけれども、先ほども申し上げたとおり老朽化しておりますので、施設更新にあたっては整備手法に様々な選択肢があることから、管内の他市町の手法を参考に検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

【教育委員会】一般会計予算歳出

No.42 青少年健全育成推進事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。42番、青少年健全育成推進事業について質問をさせていただきます。過去令和6年度の決算時に中標津町小中高PTA校外指導連絡協議会の活動内容が大幅に縮減し、活動内容について情報把握に努めるということで、不用額について一定の変わらない、すぐに金額を抑えることはないというご答弁はいただいていたんですけども、実態の確認はされたのでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。活動内容の実態については、口頭で確認はしております。お祭りを主とする会場の巡視ということでございました。来年度についても継続するのか、活動を拡大するのか縮小するのかということについては、事務局が次年度変更となりますので、そういった情報共有をしてほしいということは、現在の事務局に対して引継ぎをお願いしております。以上です。

○**平山委員** はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。現在のPTAの在り方というのも各学校で様々な形がとられてきていると思うんですけども、この青少年健全育

成推進事業に当てはまるのは、今団体で言ったら校外指導連絡協議会が当てはまっているということなんですけれども、状況に応じてはですね、違った部分でもできるんじゃないかと。この校外指導だけじゃなくて本当に必要なところに配分することもできるのかなと思うんですが、そういったこの組み合わせの変化っていうのは、状況把握といいますか、確認はすることできるんでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。恐らく他の協議会や団体への補助金の支出も可能ではないかという趣旨の御質問だと思いますが、現在は新たに補助金を支出する団体の精査というものは行ってはおりません。以上です。

○**平山委員** 申請といいますか審査というのは、今後形態が変わってくるにあたって審査というのは行っていただけますか。質問です。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。団体から要望があり、それに依って審査ということは可能だと考えます。以上です。

No.42 青少年健全育成推進事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。同じく主要施策の42、青少年健全育成推進事業、摘要欄に生活の心得作成とありますけれども、これはどのようなものでしょうか。それから町民生活部所管の安全で住みよいまちづくり推進協議会、これが再開されていきますけれど、これの参加する余地はあるのでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。生活の心得についてでございますが、例えば学校施設や学校関係施設、社会教育施設、施設に対しての、例えば体育館で言えば開館時間とかあとは開設時間とか、そういったものを紹介していたり、あとは児童生徒が普段生活をする上で、このようなルールを持って生活していきましょうとか、具体的には帰宅時間とか、そのようなことが明記されていて、児童生徒の普段の生活に近いようなものが書かれております。安住協の参加についてでございますけれども、結論としては参加の余地はあるかなというところではございますが、紙面のスペースの関係だとか、あとは記載の内容が生活の心得の現在の内容とマッチしているのかということも検討が必要かと考えますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○**松村委員** はい。15番、松村でございます。安全で住みよいまちづくり推進協議会、これの存在意義、広く今の青少年の健全育成のためのネットワークづくりという視点から事前に様々な情報を提供し相談して、そのネットワークを強化していく必要があると思います。ぜひこの協議会の参加を求めるものです。いかがですか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。安住協の事務局とも相談した上で検討を進めていきたいと思っております。

No.42 青少年健全育成推進事業【平山委員】（再）

- 平山委員 答弁を聞いていて1つ思いついたので質問させていただきます。5番、平山光生です。生活の心得を作成していただいているんですけども、ホームページ掲載することは不可能でしょうか。
- 学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。可能だと思います。以上です。

No.207 外国語教育推進事業【高橋委員】

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。外国語教育推進事業について質問させていただきます。これは前から、かなり前からお話ししていたことなんですけれども、英語教育推進事業としない理由は何かあるんでしょうか。例えばALTが派遣されないだとか、交付税がもらえないだとか、何かそういう理由があって英語教育推進事業とできなくて、外国語教育という名前を変えないでいるのかなっていうのが不思議に思っているんですけど、誰に聞いても外国語って何ですかって聞かれたら英語って答えるんじゃないかなと私は思うんですけど。これは何か理由があるんですか。
- 学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。確かに外国語というところで表現しますと、かなり幅が広いというように受け取られるのかなという思いは確かにあるんですけども、この事業スタートの時点では恐らく私の記憶でいきますと、現在はALTという呼び方をしているんですけども、当初はAETという表現をしておりました。英語に特化した形での語学指導というような形で事業をスタートしていたんですけども、この事業におきましては国のJETプログラムというものを活用して指導者を招聘しているんですけども、そちらのほうがALTという言葉に置き換わったというところで、そのまま表現をですね、引用したというのが流れじゃないかなというふうには思っているんですけども、この辺が分かりづらいというようなことであればですね、今後、この表現についてちょっと検討はしていきたいと思っておりますので、御理解賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。
- 高橋委員 どうもちょっと質問の仕方がどうも悪かったみたいなんですけど、答弁分かりました。ただ、可能性として中国語とかロシア語だとか、その辺に発展していくような可能性は、今後ないんですね。
- 教育長 はい。教育長山田です。今の御質問に御答弁申し上げます。全国全道的にみますと、この英語の指導助手というのは英語に限らず、現在は中国語、それからロシア語、かなりの言語にわたって各地に配置されておりますので、中標津町でも将来的にそうならないという保証はありませんので、この呼称がふさわしいのではないかというふうに考えております。以上でございます。
- 高橋委員 分かりました。じゃあ変えないということでもいいんですね。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいま教育長が答弁されたとおり、当面はこの呼称で事業を進めていかせていただければというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

No.212 学校施設整備事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。学校施設整備事業について質問させていただきます。施策No.212番の学校施設の整備事業で中標津中学校の屋外運動場ダグアウト復旧工事って記載されているんですが、学校教育で中学校教育でダグアウトは使用するのかっていうのはちょっと疑問なんです。軟式野球連盟の朝野球で使う場合だとかソフトボール協会が使うだとか、あと先ほど質問にあった部活動、スポーツ少年団が使うっていうような場合は学校教育にあたらなと思うんですけど、このダグアウトっていうのは学校教育で使われているんでしょうか。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。質問に御答弁いたします。中学校施設、中標津町内中学校施設グラウンドに広陵中学校、中標津中学校、計根別学園、ダグアウト設置しております。広陵中学校については、広陵中学校長寿命化改良事業においても新しくダグアウトを設置したところですが、部活動で使っているのがありますけれども、体育の時間、授業で活用して、中学校はソフトボールだとかそういう野球のダイヤモンドを使う体育の授業もやっております、そのときの休憩場、日影、そういうので活用しておりますので、教育上設置して教育的な設置をしても構わないと考えております。以上です。

No.212 学校施設整備事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村康弘でございます。主要施策212番、学校施設整備事業の東小学校屋上パラペット復旧改修工事についてお聞きします。今回、資料提供いただきましたけれども、そのこの部分見えますか。はい。そうしますと窓のところに垂直のブレードが立っています。そのブレードを受けるために、1番上部、この部分の軒先が出っ張っているわけです。下の写真を見ますと右側のトタン板による笠木成形によって工事されたところ、施工されたところには何ら異常はありません。いいですか、分かります。この部分ですよ。それに対して、今般、風で巻き上げられた部分というのは、コンクリートの躯体の途中でトタン板の笠木が止まっているように見えるんです。コンクリート全体を覆うだけの大きさになっていない。改修計画としては、金属笠木を金属笠木に取り替えるという表現になってはいますが、剛性のあるコンクリート全体までを覆いこむような笠木に取り替えるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。まずここでお聞きします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。今の御質問に答弁します。金属笠木に置き換える改修ではなく、この板金を撤去しまして、塗膜防水に改修する計画であります。以上です。

○**松村委員** はい。提供を受けましたこの東小学校屋上パラペット復旧改修工事には、同様の被害を起ささないよう金属笠木に替え、塗膜防水にて改修となっております。今の答弁と食い違いますが、いいですか。資料には同様の被害を起ささないよう、金属笠木に替え、そうか、だから替えというのは金属笠木に変えてなくて、この金属笠木を替えをとっているのは

表現としてはいいのでしょうか。そこで再度質問なんですけれども、私が問題意識として持っているのは、建築の屋根というのは、壁床天井、屋根、主要構造であります。その主要構造がこのような形で剥がれてくる。右側のほうは剥がれていなくて左側は剥がれている。設計そのものに問題はなかったのだろうか。このトタンの巻き上げの現場をプロポーザルで受注した設計事務所、札幌の設計事務所は実際に見に来て改善策を提案しているのでしょうか。この部分について事実関係をまずお聞きしたいのです。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。東小学校の設計事務所が、今回のパラペットの被害について現地確認等しておりませんし、相談もしておりません。以上です。

○**松村委員** 先ほどの写真の下の方の写真、コンクリートの途中までしか笠木がない。その笠木の折り返しというのは、右側の通常のトタン屋根の笠木の折り返しの分だけのスパンとか、縦のリブが立っていません。この施工だと水は染み込むし、凍上すれば浮き上がるし、このような施工を強いた設計そのものに問題はあると私は指摘しますが、これに関して責任ある方の回答をいただきたいのです。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。責任ある方の答弁をとということがありましたが、質問の内容としては、このパラペット、今おっしゃっていたコンクリートの途中で板金が止まる収まりの設計自体に瑕疵があるのではないのかと、そういう質問だと思いますけれども、私が責任ある者かどうかちょっと分かりませんが、重大な瑕疵があるというふうには私は認識しておりません。

○**松村委員** 15番、松村でございます。笠木の一部が剥がれた。被害金額が200数十万だ。これはあってもやむを得ないかなと思います。しかし今般、全周にわたってこれを改修すると言っているんですよ。そうですね。これはあくまでもだから、この今の施行に何らかの施工にじゃないんだな。設計に瑕疵があった結果の施工を無理強いされた結果、このような状態に陥ることは必然であったと、そのように判断して、本来ならば設計事務所に対して問責をかけるべき事項だと思うんです。2,600万ですよ。普通なら笠木が剥がれてうちの役場のそこんところに笠木がありますけれども、この建物何年経っています。そうはなっていないのです。それが笠木の役目なんですよ。それがこのような状況に立ち至って、一切の問責をしないし立会いもさせない。これはおかしくありませんか。

○**教育長** ただいまの松村委員の御質問に御回答申し上げます。この校舎施工当時の担当者がこの中にはおりませんし、当時の状況も詳しく分かりませんので、今の松村委員の質問に適切に答えられるかどうか甚だ難しいと思います。それで今後この件については調査をいたしまして、適切な対応ができるよう検討させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

○**松村委員** はい、結構です。

No.212 学校施設整備事業【武田委員】(関連)

○**武田委員** 今の件、御答弁いただいた件について質問させていただきます。今後、詳細に調査していくということですが、既に補修復旧の計画としては校舎の上全周、被害があった場

所以外の部分も全周改修するというような計画が出ているわけですがけれども、この全周改修すると決めた根拠、特に補正等でも何か実施設計等があったとは認識していないんですけれども、こういった調査をされて全周改修するに至ったのか、御説明をお願いします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。この壊れた部分、写真でも見ても分かる部分がありますけど、このパラペットと言っていいですかね、笠木と言っていいですかね。幅の広い天板の場合はメリットデメリットがございますけど、うちの先ほど言われたうちの役場のパラペット、もしくは学校で言ったら中標津中学校のパラペットはアルミの笠木を直接躯体に止めております。東小学校あとは幅の広い部分については、既製品のアルミ笠木を使うのは高額っていうのもあるのと、規制寸法でそんなものはないので、板金で収めるこの板金笠木というやり方、これは特に特殊なものでもなくいっぱいあります。その代わり板金ですので下地を入れないと、住宅の屋根の板金と同じで直接構造体に止めるっていうことは通常できませんので下地材を入れています。それが写真にも写っていますけど腐って、それからベニヤも入ってまして、木毛セメント板っていうセメント系の材料もその下に入っているんですけど、それが腐食が進んでいまして、ちょっと現地でぐっぐっと起こしたところ、他の部分も腐食が認められました。これは放置しておいては同じことが起きて、今回だらんと下までいかなかったのが、特別な事故起きませんでしたけど、そういう可能性が高いと現地で判断しまして、安全には代えられないということで、こういう改修をするという判断をしました。以上です。

○**武田委員** 再質問させていただきます。今の下地の腐食等は被災あった場所以外の先ほど松村委員からも指摘されていた、しっかり笠木がコンクリートの躯体をまわっている部分も腐食していたということでしょうか。また、その現地の調査に立ち会った方というか、それは行政の職員で行ったのか、何か設計会社、施工会社と同伴して行ったのかをお願いします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。現地調査に同伴していただいたのは、当時、東小学校建設時の2工区に分けて同時に発注した物件でしたので、それぞれA工区、B工区の現場代理人さんが近くにおりまして、そしてこういう状況なんでちょっと見てほしいということで私のほうからお願いして、私含めて職人さんも連れて来てくれたんですけど、6人かな。6人で初期の現地を確認しました。地元の建設会社さんでありまして、自らどういうふうに進めたらいいか、ちょっと考えたいと。それで関係業者さんにも早く言えば板金屋さんとか塗装屋さんとかにも声をかけていただいて、現地は来ていませんけど、当時関わった方にも相談していただいて、すごく協力していただいて、このように改修するのがいいんじゃないかと。後々、防水自体の改修も本防水ですね。本防水の改修も後々はしなければならぬので、それも含めて補修しやすく改修しやすい工法で、かつそんなに高額にならないものということで提案をいただきまして、私も納得の上でこの改修方法と範囲を決めました。西側今壊れたのが南側として西側、東側、当然板金めくれているんですけど、それがめくれているのは、風の風向きのせいであるのか、その収まりのせいであるのか、ただぐっと手を突っ込んだら同じような状況でしたので、外周全部やるというふうに判断しました。以上です。

○**武田委員** 今の現地調査とこの復旧改修に関して2,600万円ほどの予算を計上するわけですがけれども、これに関しては何か実施設計等は行われていないとか、今おっしゃったよう

に、そのとき担当した会社の方が同伴して口頭というか、一応設計されたというところよろしいですかね。

○学校施設主幹 はい。そのとおりでございます。

○武田委員 今回の件は理解しました。あとは構造的に全周が腐食して、笠木を取り替える必要があるということだったんですけど、今この校舎棟について言及していましたが、この隣の屋体棟については笠木の構造等は違うのでしょうか。調査されているのでしょうか。

○学校施設主幹 はい。学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁いたします。体育館棟については笠木の構造が異なりまして、当然心配したので、当時の施工会社さんと詳細な施工図も持っておりまして、その施工図を確認して同じような現象にならない造りであるというのを確認しましたので、今回改修することはありません。

No.212 学校施設整備事業【宗形委員】（関連）

○宗形委員 10番、宗形一輝です。これ11月1日の強風でっていうことの話でしたけれども、この後の調査した日、この塗膜防水にしようと思った日、スケジュール感について教えてもらっていいですか。

○学校施設主幹 はい。学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁申し上げます。11月1日の風で被害に遭ったっていうことは気象条件から間違いないんですが、土曜日でした。それで2日が日曜日、そして月曜日が旗日。それで気が付いたのが火曜日です。4日ですね。4日の日に学校が始まりまして東小学校の校務技師が音を感じて、そして上を向いたらちょっとこうなっていたと、それが発見ですね。それが4日の朝の7時ですね。それで教育委員会に連絡がきたのがその日の8時45分。私が現地を確認したのが9時です。それで9時15分に先ほど説明しました建設会社の代理人さんが現地に来てくれました。それからどういったら直すかを調査するために、最初は高所作業車の手配だとか、そういう話しも進めていたところ、いろいろ調査して、当時の関係者へも聞いて書類も調べたところ、解消方法が決まったと。基本方針みたいのが決まりまして、そこから果たして今のこういう状況に塗膜防水の付着があるのかなとか、そういう技術的なことを調べていただいて、このように改修しようと最終的に打ち合わせして判断したのが2週間後です。以上です。

○宗形委員 はい。2週間後っていうことは11月の中旬、下旬までには情報は分かっていたということですよ。こうしようっていう方針は決まっていたわけですよ。まず、その段階でなぜ私の所属している文教厚生常任委員会と協議がなかったのか。そのあとに12月定例会とか議会はあったんですけども、なぜ補正をかけなかったのか。これ屋根壊れて強風で壊れているわけですよ。飛んでいったら子どもたち怪我するわけですよ。これはなぜ早急に対応しなかったのか、なぜ今の4か月経った当初予算で上程されているのか説明願います。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁申し上げます。まず報告がなかったのかという話しに対して回答したいと思います。初期段階で全部わーっと壊れるこんな大きな工事、それから施工方法を精査していた中で、先っぽって言ったらおかしいですけれ

ましては、学校ICT環境整備委託、委託料として事業者へ委託する形になりますので、常駐先ということになりますと、受託した事業者となる見込みでございます。以上です。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。この受託先についてはまだ未定ということだと思いますが、この軽微な不具合に対する改善作業というのが入っているということは、なるべく近く、連絡が来たら動けるところの事業者を選定されるということでしょうか。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの御質問にお答えいたします。基本的には発注方法ですとか選定事業者につきましては、契約担当部局と協議しこれから決定をする見込みでありますけれども、実際の支援員として動いていただく方については、各学校を巡回していただくこともありますので、近隣の方もしくは町内の方ってというようなことを想定しております。以上です。

No.214 GIGA スクール構想推進事業（小・中）【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。同じく214番のGIGAスクール構想推進事業について質問いたします。事業内容の(3)で、セキュリティ対策というふうになっております。これまでもタブレット等学校での使用に際してはセキュリティ対策は行っていたと思いますが、やはり聞くところによると子どもたちがそのセキュリティをやぶって動画を見ているとか、様々なことがあったので、こういった対策は必要であると思う一方、子どもたちのネットリテラシーを育てなければ、家に帰ってからはもう動画とか見放題とかになってしまったりする状況があるので、そういったネットリテラシーの育成に関して、らいふまっぷとかでも時々インターネットとの付き合い方等ありますが、そこら辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えいたします。副委員長がおっしゃったとおりの、そういった内容も含めて、今後そのような対策をとっていきけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○江口副委員長 11番、江口でございます。例えばですね、動画サイトティックトックとか、それからインスタグラムといったプラットフォームにおいて、小学生が自分のアカウントを作っている事例が、中標津町内において散見されています。それはなぜ分かったかということ、小学生本人からメッセージが私にきてですね、僕も何々小の何年生ですとか、実際はでもそのプラットフォームというのは、保護者の監督なしに子どもが自分でアカウントを作れる年齢は13歳以上とか18歳以上とか規定がされておまして、恐らく保護者もそういった自分の子どもがそういうことをしているということも、もしかしたら知らないのかなということ、そういうことが何ていうのかな、きっかけになって、事件に発生している事例がたくさんありますので、具体例を添えて、ぜひ保護者にも周知をしていただきたいというふう思うとともに、先ほどの生活、何でしたっけ。これから策定するそうです。すいません。生活の心得ですね。そういったところにも、インターネットの使用に際しては、保護者のしっかり監督のもとに行っていくという、もう今本当に小学校中学年でもスマホを持っていますので、そういうところもあわせて教育するような体制をとっていただきたいと思うんですが、

そこについてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。確かに子どもたち、それぞれタブレットをですね、いろんな使い方を駆使して、いろいろな使い方をしているというのは状況としては把握してるところあります。セキュリティ対策としましては端末自体、我々が貸与している端末にはWebフィルタリングソフトというものも導入しまして、その辺のセキュリティ強化を図るとかですね、もちろん先ほど言ったとおりネットリテラシーの教育というのも重点的にやっていかなければいけないだろうと、そのようには考えているところでございます。そこは児童生徒に限らずですね、保護者も含めてそういった情報を保護者にも共有できるような形で進めていければと、そのように思っておりますし、生活の心得というところでいきますと、ちょっと新年度の作成についてはもう作成が終わってしまったということもございますけれども、今後はそういったところも含めてですね、いろいろなツールを活用して、そういったリテラシー教育に取り組んでいけたらなと、そのように思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

No.215 義務教育扶助事業（小・中）【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。215番、義務教育扶助事業（小・中）について質問させていただきます。学用品費であったり、新入学児童生徒学用品費ということで、学校でそろえるものについても扶助を行っているということですが、これまでも数学セット等は学校の備品にするとかっていうふうにしてきましたが、それ以外にも学校教材で寄付受付してみんな使っていこうとする、できるものっていうのは他にもないのでしょうか。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいま平山委員の御質問にあったとおりですね、扶助費として支給する学用品費等につきましては、用途を限定しているものではないので、いろんな準備に使っていただいているかと思えます。あとは各学校ごとにですね、どうしても授業に使うようなものを備品化できないかというお話しだったかなと思うんですけども、そういったところが今はまだ取り組んではいないですけども、様々、他の自治体との取り組みの事例とかもですね、研究しながら、そういった取り組みが必要かどうかというのも判断含めて、今後検討していきたいとそのように思っておりますので、御理解いただければと思います。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【武田委員】

○**武田委員** 1番、武田開人です。主要施策No.219番の農業高校キッチンカー活用事業について、キッチンカーでの売上げの取り扱いは、農業高校生産物売払収入に含むのか、お願いします。

○**農業高校事務長** 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問にお答えします。売上げ収入として、町の収入として入金します。収入いたしますので。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。同じく219番の農業高校キッチンカー活用事業について、キッチンカーの運用について質問いたします。令和8年度に予算措置をされていませんが、活動に係る経費、車の燃料代であるとかの経費についてお尋ねします。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。車にかかる経費、ガソリン代とかそういったものを車両消耗品とか、そういったもので今回は新古車として611万7,000円で予算を12月の補正予算で計上いたしまして、それを繰越ということで令和8年度の予算に入ります。ガソリン代とかそういったものにつきましても、今現在、車両燃料費として計上している中でやりくりしながら、また、この後、近辺市町村、近辺ですね、販売する以外にも出てくるようであれば、燃料が足りなくなる可能性もありますので、そのときはまた財政部門と協議をしながらしていきたいと思っております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい、今の説明は理解いたしました。12月の補正予算あって定例のときに、12月委員会の中でですね、農業高校のキッチンカーの車体のいろいろデザインであるとか何かこう広告について、委員会の中で委員とちょっとやりとりしたと思うんですけれども、それでこの農業高校のキッチンカーだと分かるように、一目で分かるように車体にデザインを生徒の皆さんと相談して運用もまた協議していくっていう説明を受けましたけれども、その進捗状況について教えてください。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。デザインにつきまして、ただいま生徒にですね、デザインの募集をかけている最中で今ございます。そのデザインが出てきてから選考してですね、その後どうしていくかっていうのも含めて、今後また協議はしていくので、今のところまだ予定としてはちょっとお答えはできないんですが、このようにやっております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。12月の説明の中で車の納期が4か月かかる見込みで、3月末までの納期はちょっと難しいっていうことでした。実際に新年度ですね、なって何月頃からそのキッチンカーの活用事業というのは開始していく予定ですか。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。ただいまの予定ですが、納車が4月の24日予定としております。その後、農業高校でお披露目をしたいと考えております。その後ですね、保健所の許可が必要になってきますので、それが恐らく2週間ほどかなと思いますので、5月中旬ぐらいに計根別農協で行うスプリングフェア、それが初めての販売会になるのではというところで予定を組んでおります。以上です。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。ただいまスプリングフェアについてっていうことで、初めての出店かっていうことで5月頃ですね、お話しありましたけれども、1年間を通して、この車どのくらい出動することができるのか、予定というのは何かイベントごととかで予定は立てられていますでしょうか。

○**農業高校事務長** 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問にお答えします。イベントの参加につきましては、令和8年度はキッチンカーが入って初年度でありますので、今まで農業高校の生徒が販売会に参加していたイベントにキッチンカーを持っていく予定ではしております。大きなお祭りでは、夏まつりと冬まつりと、あとですね、伯爵まつり、まちなか賑わい、あと計根別のオータムフェア、そういったもので販売していきたいと計画しています。以上です。

No.225 教育相談センター運営事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。施策番号の225番、教育相談センター運営事業について質問させていただきます。昨年3月の予算審査特別委員会で、この施設の冷房について質問したところ、冷房設備の設置については考えていないと冷たくあしらわれたんですが、令和8年度、今年度全ての小・中学校と高校の冷房施設が整備されていきます。この現状を考えても整備しない方針っていうのは変わらないんですか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。はい。おっしゃるとおり現状は検討は考えておりません。

No.227 郷土資料収蔵庫整備事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。質問ちょっと長くなるんですけど、227番の郷土資料収蔵庫整備事業について質問をさせていただきます。時系列ってわけじゃないんですけど、順を追って話します。昨年の3月の定例会で配付した主要施策の補足説明資料、これちょっと手元に私はあるんですけど、このときには事業の年次計画を示して、令和8年から収蔵庫の工事が始まって令和9年には完成するという資料をいただきました。それにはRC構造の2階建て、延べ面積2,000㎡です。そして、令和7年2月13日配付されていた第7期中標津町総合計画に係る実施計画、これにおいても事業費は未定ですが年次計画が示されていました。それと令和7年、この令和7年の当初予算で決まったあと配付された、よくわかることしの中標津っていう冊子なんですけど、これについても令和8年に工事があって、9年には供用開始したいというような文章でした。それが令和8年2月9日に配付となった第7期中標津町総合計画の実施計画では、事業そのものが削除されているんですよ。つまり8、9、10とこの事業はないんです。それで令和8年度の主要施策に記載されています227番では整備手法の検討と書かれています。この意味が不明なんです。いいですか。基本構想もやって基本設計もやって、今年度、令和7年度に実施計画もやって、それで令和8年度に工事が開始できる準備は整っているんですけど、なぜか総合計画も削除されているし、実施計画では整備手法の検討っていうことになっています。この令和7年度の3,712万5,000円、実施設計の委託っていうのは令和8年度の工事発注を前提にしたものではないんですか。

○**学芸係長** はい。ただいまの高橋委員からの御質問に回答させていただきます。学芸係の村田です。ただいまの今後の整備手法の検討でございますが、全く事業そのものが中止ということではなくてですね、今後のこれまでの実施設計で整理された収蔵資料のトレースや、計測や必要とされ保存管理のスペックなどのデータは、今後の収蔵環境整備に向けた検討において不可欠な基礎資料となります。形こそは変わりますがこれまでの成果を生かし、より効

率的に持続可能な収蔵庫の構築に向けてですね、理事者の指示でもあります整備手法の検討ということで官民の施設を活用するなどしてですね、既存施設を改修するなど、一刻も猶予ない状況でございますので、迅速に対応可能な既存施設の活用や改修を最優先の選択肢として検討してまいりたいと考えているところでございます。その間の抜本的な解決に至るまでは、これまでどおり資料の劣化を最小限にとどめるよう、風雨の点検や小まめな換気などですね、現場職員によるきめ細やかな維持管理をこれまで以上に徹底し、貴重な郷土資料の保存に努めていきたいと考えているところでございます。回答を終わります。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。質問の意味がちょっと、令和8年に何をやるかっていう話しじゃなくて、今まで積み重ねてきたものの、その工事は令和8年度にやるはずだったのがなぜやらなくなったのかっていうことが答弁になっていません。それともう一つ。この当初計画した2,000㎡、RC構造2階建てっていうのは、当初の構想からあったはずなんですけど、そういうものが全く消えて、しかも令和8年、9年、10年の総合計画の実施計画から削除されているっていうのがよく分からないんですけど、その辺説明してください。

○学芸係長 ただいまの高橋委員からの御質問に回答させていただきます。学芸係の村田です。すみません、答弁のところが御返答になっていなかったことは大変申し訳ございません。令和8年度に事業取りやめとなったことにつきましては、これまで基本計画、実施設計を積み重ねてきたところではありますけど、昨今のやはり物価高や建築資材の急騰、急激な値上がり、それが事業費が当初想定していた予算規模が大幅にですね、膨らんだことにあります。この間、安易に中止を選択するのではなく、設計会社と何度も協議を重ね、プランの見直し、事業費の圧縮に最大限努めてまいりました。しかしながら、当初想定していた事業費の範囲内では資料の保存に不可欠な最低限の機能を満足に確保できないことが判明いたしました。教育委員会全体としてはここ1、2年で社会教育施設への冷房設備の設置工事や照明のLED化工事など大規模事業が実施しており、ひっ迫する財政状況を鑑み、理事者とも慎重な協議を尽くした結果、担当部署としては本意ではありませんが、現時点では一旦事業を止めざるを得ないとの苦渋の判断に至りました。回答をさせていただきます。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。ということは、今年が令和8年工事する予定だったんですが、今年、先ほど先月配った総合計画の実施計画から削除されたということは、令和10年以降の工事になるっていうふうに理解していいんですね。

○社会教育課長 はい。社会教育課長の七條でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。今回お示ししました実施計画でございますけれども、令和8年度の欄には整備手法の検討ということで記載をさせていただいております。今から明確に令和10年度以降という御回答はできませんけれども、なるべく早くにですね、目的を達成したいとは考えてございますが、先ほど御説明したとおりですね、費用もかかりますので、その辺は慎重にいろんな多方面からの案を練りまして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。以上です。

○高橋委員 言っていることが違うんです。私は総合計画の実施計画、3ヵ年の実施計画から削除されたっていうことを聞いているんです。ということは令和8、9、10の事業は考えていないっていうことなんですか。

○**社会教育課長** はい。社会教育課長の七條です。ただいまの御質問にお答えします。先ほど御答弁申し上げましたとおり、8年度以降につきましては今の段階で見込みのないことから、空白にはなってございますが、いろんなことで整備手法を検討した中で、対応が可能になりましたら、また明記していきたいと考えてございますので、御理解願います。以上です。

○**高橋委員** 何のためか、何のためにある実施計画なのかよく分からなくなるんです。今まで町民の間で昨年の教育長の教育方針にもありました。これは緊急性が高いんだ。しかも、いろんな資料というのは町民からいただいたもので、寄贈いただいたもので非常に大切なものだっていうことは、私たちも理解しているんですよ。それで文教厚生委員会では、昨年網走市立博物館とかモヨロ貝塚だとかいろいろ見に行っているんです。そこの学芸員も言っていました。資料ほとんど遺物以外は市民からの寄贈されたものだというので、そういう話しを聞いて、委員会としてはやはり予定どおりいくんだなあと思ってはいたんですが、今回こういう実施設計まで終わって、それで実施設計が結果が非常に工事費が高いから先送りするんだって言われても、資料も何もなくて、当初見てた、当初考えてた事業費がこのぐらい上がったっていうことも知らせないで、どんな施設であったって図面もなく、それでいきなり事業については中止します。これはないと思うんですよ。私たちは所管の委員会のはずなんです。その辺はどうなんでしょう。

○**教育部長** 教育部長の山宮でございます。図面等につきましては検討中でございます、確定したものでございませぬので、お示しすることはちょっとできなかつたんですけども、この事業につきましては、一番辛いのは担当者でございます。あまり責めないでいただきたいんですけども、現在正式にお話しできるようなものはございませぬけれども、郷土資料を守っていくために私も30年間、この仕事をしてまいりましたので、できるだけ早く着手していきたいと、次の手を考えていきたいと考えております。具体的なこと決まりましたら所管委員会に報告させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○**高橋委員** 質問を終わります。

No.237 体育施設運営管理経費【長渕委員】

○**長渕委員** 4番、長渕豊です。主要施策No.237番について、体育施設運営管理経費についてお伺いします。スキー練習場の運営管理経費について伺いますけれども、本町では貴重な練習場だと思っておりますが、この経費はどんなことに使われて、稼働日数は何日ぐらいなんでしょうか。

○**社会教育係長** 社会教育係長の橘田と申します。御質問にお答えしたいと思います。スキー場の管理経費ですが、主にスキーの協会さんへ委託し管理している経費がほとんどでありまして、その他汲み取りの経費、あとあそこに置いてありますロッジの経費が主なものでございます。今年度につきましては、1月23日からオープンしまして3月20日までのオープン期間を予定しているところでございます。以上です。

○**長渕委員** すみません。稼働がどのぐらいあったかというのを教えてもらいたいのと、あと申し込みだとかそういうのはホームページからできます。そんな中でロープトゥを一般の方

は利用できないということで、例えばですよ、僕が今日スキーの練習行くかと思っても、隣でスキー協会の人たちがロープトゥを使いながら上がっていつているのに、横でちょろちょろ上がりながらスキーの練習をするっていうのは、とってもじゃないけど気分になれないですよ。そんなことで一般の方は絶対使えないんでしょうか。

○**社会教育係長** 社会教育係長橋田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず年間の利用者の実績でございますが、主にスキーの少年団の方々の報告がメインでして、一般の通常利用してる方の実績まで、正直申し上げると把握してございません。少年団の利用ですと昨年度は148人の利用がございました。またロープトゥの活用についてなんですけれども、基本的にはロープトゥはスキー協会さんが所属し持っているものでして、一般の利用者の方が使いたいということになりますと、直接、協会さんに相談させてもらって許可して、協会さんと自己責任になるんですけれども、協会さんが許可した場合には、使用しているっていう状況がございます。先週もその問合せがありまして、協会さんにつないだところです。以上です。

No.238 学校給食事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。238番、学校給食事業について質問させていただきます。今回米の高騰からパンの割合が増えるということなんです、これに関して中学生ではパンでは足りないという子もいる中で、保護者に対して子どもも学生もそうですけれども、アンケートというものは事前にとられたのでしょうか。

○**給食係長** 給食係長の高玉です。ただいまの質問にお答えいたします。アンケートについてはとっておりません。以上です。

○**平山委員** はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。子どもたちが学校でお腹いっぱい食べてくるから安心だという親もいらっしゃいますし、食べてくるっていうのは前提なんだろうけど、栄養面のちゃんと整った給食を食べてくるっていうのはすごく保護者にとっても安心なことなんですけれども、やはりパンでは足りないって言って御飯が出るとおかわりをして満たされて頑張れるっていう子も中にはいます。増額しても米の割合を維持すべきなのか、もしくはその変更して金額を抑えるべきなのかっていうところは、アンケートをとって実施すべきではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**給食センター長** 給食センター長加藤でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えをさせていただきます。今回、給食費の改定をするということで、資料のほうについていますけれども、現状と同じ状況で米飯、パン、麺類を出した場合に103円程度、平均で値上げが必要になってくるというところがございます、そこをいくらかでも保護者負担を軽減するためにパンの割合を1割だったのを2割に増やしたというところがございます。いずれにしても残食を見てみると、御飯のときも残食多いときもありますし、パンのときにも逆に少ないときもありますので、それについてはアンケートをとる前にやっぱり残食を確認しながらのほうがいいのかなとは思っているところです。以上です。

○**平山委員** ではアンケートは実施しないということで理解してよろしいでしょうか。

○給食センター長 はい。給食センター長加藤でございますが、当初はアンケートは考えておりませんが、毎年年度末に学校給食担当者に対して意見要望調査を行っておりますので、その中で意見が出てくれば検討したいと思っております。以上です。

No.208 児童生徒の安全・安心サポート事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。午前中に町民生活部の主要施策No.86のほうで、児童デイサービスセンター運営管理事業の中で、心理士のスクールカウンセラー派遣についてお伺いをしましたところ、教育委員会のほうで聞いてくださいと町民生活部長に指摘されましたので、こちらでお伺いしたいのですが、主要施策No.では208で児童生徒の安全・安心サポート事業となります。令和6年度決算でスクールカウンセラー活用事業として55万5,520円を計上し、公認心理士を学校へ派遣しています。一方で令和8年度予算では約50万2,000円の減額となっています。これは令和8年4月から児童デイサービスセンターで採用予定の心理士がスクールカウンセラーとして学校へ派遣されることにより、従来のスクールカウンセラー活用事業の経費を減額したものと理解してよろしいでしょうか。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。減額理由についてはそのとおりですが、派遣される心理士については新規採用の心理士かどうかは私では判断いたしておりませんので、私からの要望については、児童デイサービスセンターの心理士に対応いただきたいということで、要望を上げておりました。以上です。

○阿部沙希委員 もう1点確認したいんですけど、2番、阿部沙希です。再質問いたします。令和6年度決算ではスクールカウンセラーの派遣の実績として、町の費用で127時間、道の費用で140時間という合計267時間の派遣がありましたという記録がされていたんですけど、令和8年度以降はおおむね267時間程度のスクールカウンセラー業務を児童デイサービスセンターの心理士が担うという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育係長 学校教育係長板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。おおむねそのとおりかと思えます。

No.212 学校施設整備事業【高橋委員】(再)

○高橋委員 12番、高橋善貞です。戻って申し訳ないんですが、先ほどの212番、学校施設整備事業について質問させていただきます。この事業の歳入がふるさと納税になって確かいたと思うんですが、これの歳入というのは総務課でかけている全国町村会総合賠償保険の適用はされないのでしょうか。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。建物災害共済掛金ですか。それにつきましては東小学校屋上パラペット復旧工事の本当に被害を受けた14メートルの範囲について罹災報告上げておまして、最終的な査定は保険屋さんでしょうけれども、改修修理終わりましたら、支払い終わりましたら、請求手続する予定でございます。

○高橋委員 すみません、確認させてください。強風で被災を受けた部分は建物の保険は査定

にはよるけど、保険の対象になるかもしれないけど、それ以外のぐるっと全周やる部分については被災を受けていないので適用にならないっていう、そういう確認でいいですか。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。ただいまの質問に回答します。そのとおりです。ありません。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・議案第 37 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町総合文化会館等）
- ・議案第 38 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町体育施設等）